平成28年11月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成28年(行コ)第187号 不当労働行為救済申立棄却命令取消請求控訴 事件

(原審・東京地方裁判所平成27年(行ウ)第37号)

口頭弁論終結日 平成28年9月27日

判決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 当審における訴訟費用(補助参加により生じた費用を含む。)は控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 第1 控訴の趣旨
 - 1 原判決を取り消す。
 - 2 中央労働委員会が,中労委平成25年(不再)第77号及び同第79号事件について,平成27年1月21日付けでした命令を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は,控訴人(原告)が,控訴人を申立人,被控訴人補助参加人(補助参加人)を被申立人とする不当労働行為救済申立て(本件初審事件)について,大阪府労働委員会(大阪府労委)のした申立ての一部を認容しその余を棄却する旨の初審命令(本件初審命令)に対して再審査申立て(本件再審査事件)をしたところ,中央労働委員会(中労委)が同再審査申立てを棄却する旨の命令(本件再審査命令)をしたことから,その取消しを請求する事件である。

本件初審事件においては,控訴人が,①一時金の調整加算金の不支給によ る差別的取扱いの禁止及び平成22年12月15日以降の一時金の調整加 算金の支払,②一時金,賃金の支給額についての誠実団体交渉応諾,③控訴 人との合意のない一時金の減額及び夏季と冬季の支給配分変更の禁止, ④平 成22年度及び同23年度の一時金の減額分の支払,⑤控訴人との合意のな い賃金減額の禁止及び平成23年7月分以降の賃金減額分の支払,⑥組合員 の労働条件について組合員に対する個別交渉の禁止及び組合員の懲戒処分 についての団体交渉応諾, ⑦控訴人の副執行委員長が出席することを理由と した団体交渉拒否の禁止並びに副執行委員長の謝罪及び交渉担当者の変更 を団体交渉開催の条件とすることの禁止, ⑧平成21年度以降の福利厚生資 金の支払並びに福利厚生資金の支給額及び支給方法についての誠実団体交 渉応諾, ⑨控訴人の事務所での団体交渉開催拒否の禁止, ⑩控訴人の分会事 務所及び掲示板の回復並びに分会事務所等の設置についての誠実団体交渉 応諾, ⑪謝罪文の掲示及び交付, ⑫土曜日を含む休日の工場の稼働(土曜稼 働)についての誠実団体交渉応諾の救済を求めたところ,本件初審命令は, 上記のうち⑦及び⑫を命じる一方,その余の申立てを棄却した。

2 本件の争点は、①補助参加人が、平成22年12月15日以降の一時金支 給時に,控訴人の組合員に対し調整加算金を支給していないことは,組合員 であるが故の不利益取扱いに当たるとともに,控訴人に対する支配介入に当 たるといえるか(争点(1)),②平成22年度冬季一時金及び平成23年度 夏季一時金の減額に係る団体交渉における補助参加人の対応は,不誠実であ ったといえるか(争点(2)),③平成23年7月分から平成24年3月分ま での賃金の減額に係る団体交渉における補助参加人の対応は,不誠実であっ たといえるか(争点(3)),④補助参加人が平成21年度の福利厚生資金の 支給をやめたこと及び平成22年度以降の支給額や支給方法を変更したこ とは,控訴人に対する支配介入に当たるといえるか,また,平成21年度以降 の福利厚生資金に係る団体交渉における補助参加人の対応は,不誠実であっ たといえるか(争点(4)),⑤補助参加人が,A1組合員に対し,同人の懲戒 処分に係る弁明の機会について通知したことは、控訴人に対する支配介入に 当たるといえるか(争点(5)),⑥補助参加人が,平成21年5月8日の団体交 渉(21.5.8団交)以降,控訴人の事務所での団体交渉開催に応じていな いことは、労働組合法7条2号違反に当たるとともに、控訴人に対する支配 介入に当たるといえるか(争点(6)), ⑦補助参加人が, 控訴人の X 2 分会事 務所及び掲示板を撤去したことは、控訴人に対する支配介入に当たるといえ るか,また,撤去に当たり,事前に控訴人に団体交渉を申し入れていないこと は、労働組合法7条2号違反に当たるといえるか(争点(7))の諸点であっ た。

原審は,上記各争点について,補助参加人の行為はいずれも不当労働行為 に当たらず,本件再審査命令は適法であると判断して,控訴人の請求を棄却 した。

これに対して,控訴人が控訴を提起した。

3 前提事実並びに争点及びこれに関する当事者の主張は,以下のとおり改めるほかは,原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから,これを引用する。

原判決5頁12行目の「ア」の次に、「控訴人は、補助参加人を被申立人とし、大阪府労委に対し、平成23年10月28日(本件初審事件①)及び平成24年7月2日(本件初審事件②)、労働組合法27条1項の申立てをした。」を加える。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も,控訴人の申立てに係る被控訴人の行為については,いずれも不当労働行為に該当せず,本件再審査命令は適法であると判断する。その理由は,以下のとおり改め,2に控訴理由に鑑み判断を付加するほかは,原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1から7までに記載のとおりであるから,これを引用する。
 - (1) 原判決20頁18行目から21頁3行目までを次のとおり改める。 「イ ①については、B1経営管理部長の本件初審事件の審問における

証言によれば、B1経営管理部長は、C1社及びC2生コン社が支給して いた調整加算金は、満年齢が50歳以上57歳未満の非組合員に支払われ ていたと認識していたことが認められる。しかし、上記認定事実及び上記 B1経営管理部長の証言によれば、調整加算金については、C1社及びC2 生コン社よりも前の時代から, 慣行として支給されていたもので, 支給基 準を定めた規程等はなかったこと,補助参加人は,平成19年4月1日に C2年コン社から事業譲渡を受けた際,調整加算金の趣旨又は目的等につ いて確認しておらず,調整加算金の支給を引き継いだものの,その趣旨又 は目的等について検討することなく,漫然と踏襲していたこと,平成19 年度から平成22年12月15日までの間,支給対象年齢に該当する組合 員は存在しなかったこと, B 1 経営管理部長は, 非組合員にだけ支払うと いうことだと、組合との間で問題になる可能性はあると思っていたことが 認められる。以上によれば、補助参加人においては、上記期間中、支給対象 年齢の組合員がいなかったため、組合員にも支給するか否かの検討がされ ないまま月日が経過したものと認められ、補助参加人が、非組合員に支給 するとの従前の慣行も踏襲したとまでは認められない。」

- (2) 原判決22頁6行目の「内容をそのまま」を「支給対象年齢要件を」に改める。
- (3) 原判決22頁17行目から21行目までを「控訴人は、調整加算金についての取扱いが支配介入に該当する旨主張する。しかし、控訴人は、本件初審事件及び本件再審査事件において、調整加算金についての取扱いは不利益取扱いに該当する旨主張し、支配介入に該当するとの主張はしていなかったから、調整加算金についての取扱いが支配介入に該当するとの主張は、本件再審査命令取消しの理由としては失当である。」と改める。
- (4) 原判決22頁25行目の「できず」から26行目までを「できない。」 と改める。

2 控訴理由について

(1) 控訴人は、争点(1) (調整加算金) について、調整加算金は、C 1 社及び C 2 生コン社当時から支給されていたが、A 2 組合員は、補助参加人が主 張する年齢要件に該当する期間(平成11年度から平成18年度)、C 2 生コン社の神戸工場に勤務していたのに、この間同組合員に調整加算金が 支給されたことはなく、調整加算金は、従前から未組織労働者を対象としていたのであり、補助参加人はC 2 生コン社から「従前の調整加算金の内容をそのまま引き継いだ」から、不利益取扱いに当たると主張する。

しかし,前記第3の1(1)で説示したとおり,補助参加人が,非組合員に支給するとの従前の慣行も踏襲したものとは認められないから,控訴人の上記主張は採用できない。

(2) 控訴人は,争点(2) (平成22年度冬季一時金及び平成23年度夏季一時金減額に係る団体交渉)について,①平成22年度冬季一時金について, 補助参加人が冬季一時金を減額支給するまでに開催された団交は,22.

11.15団交の1回だけであり、この団交においても、補助参加人が経 営状況について一方的に説明しただけであって,実質的な話合いは一切さ れていない,一方的に減額支給した「後に」団交を開催したことをもって, 合意形成に向けた交渉が誠実に行われたと評価することはできないと, ②平成23年度夏季一時金について,補助参加人が23.3.3 補助参 加人回答書で当初の提案をした時点で,平成22年度冬季一時金の減額に ついて合意に至っておらず,このような状況で,当初の提案を撤回したか らといって,また,補助参加人の経営状況について「具体的」に説明した からといって,その説明が一方的で,実質的な話合いがないままに減額支 給が行われたから,誠実な交渉であると評価することはできない,減額支 給を行った「後」に,当該一時金に係る交渉を継続したことや,決算報告 の書面を提示したことをもって,合意形成に向けて誠実に交渉したと評価 するべきでないと、③19.4.4協定書について、その文言が、「労使合 意の上で円満に行う。」から「労使同意の上で円満に解決する」に変更さ れたからといって、組合員の労働条件を変更するために労使の事前の合意 を要するか否かという重大な事柄について含意していると解するのは, 明らかに不合理であり,文言上の相違はあっても,組合員の労働条件を変 更するためには、労使の「同意」が必要であることに変わりはないと主張 する。

しかしながら、①については、引用に係る原判決の説示(第3の2(2) ア)のとおり、冬季一時金の支給前の団交が1回にとどまったのは日程調整の結果であったこと、当該団交において、補助参加人は減額の理由となる会社の経営状況について具体的な説明をし、組合側の意見や質問についても対応をしていること、交渉が減額支給後にも行われたのは、補助参加人が、合意不成立を理由に冬季一時金の支払を遅延することはせず、争いのない範囲で支給時期に冬季一時金の仮払を行ったからであることからすれば、補助参加人の対応が不誠実であるとはいえない。

②については、引用に係る原判決の説示(第3の2(2)イ)のとおり、補助参加人は、減額の理由となる会社の経営状況について具体的な説明をし、当初の提案を撤回したり、決算報告の書面を提示するなどして、合意達成の可能性を模索するための相応の対応をしていたものといえるから、補助参加人の対応が不誠実であるとはいえない。

③については、引用に係る原判決の説示(第3の2(3))のとおり、従前の協定書で定められていた事前協議同意約款は19.4.4 協定書において変更されたものと認めるのが相当である。

(3) 控訴人は,争点(3) (平成23年7月分から同24年3月分までの賃金 減額に係る団体交渉) について,補助参加人は23 .3 .3 1 補助参 加人回答書において賃金を月額1万円減額することを一方的に通告し, その際の経営状況についての説明も書面による一方的なものであった, 23.4.19団交では,具体的にいつから賃金減額を実施するかを明確 に回答せず、23.5.10 団交では、賃金減額について協議すらしなかった、23.7.4 団交において、同月から翌年3月まで月額1万円減額することを一方的に通告し、同月から減額支給を行い、賃金減額とその実施時期について、実質的な話合いは一切行われていないと主張する。

しかしながら,引用に係る原判決の説示(第3の3(1)イ)のとおり,補助参加人は,賃金減額の必要性について具体的に説明し,団体交渉を重ねた後,賃金を減額する月数を限る提案をするなどしたものであり,補助参加人の対応は,合意達成の可能性を模索するための相応の対応であったと認めることができるから,不誠実な対応ということはできない。

(4) 控訴人は、争点(4)(福利厚生資金)について、平成13年度の春闘以降は、組合員1人当たり年間10万円を下回らない旨の合意があり、各年度の協定は、この慣行を確認したものにすぎない、X2分会の組織化を契機として締結された15.11.18協定書においても、「C2生コンは、福利厚生資金を組合員1人あたり年間10万円を支給する。」ことを確認しており、当該年度に限定する記載はないと主張する。

しかし、福利厚生資金については、引用に係る原判決の説示(第3の4(1)ア)のとおり、15.11.8協定書以降も、各年度の春闘交渉を経てそれぞれ当該年度において合意に至っていたと認められるから、15.11.18協定書の記載を考慮に入れても、少なくとも補助参加人において各年度の交渉や合意の有無を問わず支給するとか、各年度の協定が組合の主張する慣行を確認するものにすぎないとの認識を有していたとは認められない。

(5) 控訴人は,争点(5) (A1組合員に対する通知) について,19.4.4 協定書は,組合員に影響を与える問題(身分・賃金・労働条件等の変更及び解雇)については,労使同意の上で円満に解決しなければならないとしており,懲戒処分の決定に先立ってA1組合員に弁明の機会を与えることは,それ自体が直接同組合員の身分に変更をもたらすものでなくとも,直接身分に変更をもたらす「懲戒処分」の決定に先立って行われる手続である以上,同組合員の身分に影響を与える問題であるから,義務的団体交渉事項であって,補助参加人が事前に組合と協議することなくA1組合員に対して通知を行った行為は,労働組合の運営に干渉するものであると主張する。

しかし, 引用に係る原判決の説示(第3の5(2)) のとおり, 会社が懲戒処分を行うに当たって, 処分の対象者から処分理由についての事情を聴取するとともに, 懲戒処分の決定に先立ち, 弁明の機会を与えること自体は, 処分対象者の賃金・労働条件等に変更をもたらすものではない上, 懲戒のための手続保障の観点から適切な行為であり, また, 会社が懲戒処分に先立って必要な手続をとることは妨げられないのであるから, A 1 組合員に上記通知をすることは, 義務的団交事項には当たらず, 組合活動への介入行為になるものではない。

(6) 控訴人は,争点(6)(団体交渉場所)について,21.5.8団交までは,「交互」に団体交渉を開催していたとはいえないまでも,補助参加人の工場で開催したのとほほ同じ回数,控訴人の事務所でも開催していたのであり,少なくとも,控訴人側が控訴人事務所での開催を提案しているにもかかわらず,21.5.8団交以降一度もそれに応じていないことに,合理的な理由があるとはいえないと主張する。

しかしながら,引用に係る原判決の説示(第3の6(2)及び(3))のとおり,補助参加人は,団体交渉それ自体を拒否していたものではなく,補助参加人が組合事務所以外での団体交渉開催を求めたことに全く理由がなかったとはいえず,組合事務所での団体交渉開催に応じられない理由も具体的に説明しており,また,補助参加人が中立的な場所での団体交渉を行うなどしていることにも照らすと,正当な理由のない団体交渉拒否にも支配介入にも当たらないというべきである。

(7) 控訴人は,争点(7)(X2分会事務所及び掲示板撤去)について,分会組合員が一時的に一人も存在しない状態になったとしても,「分会が消滅」するわけではない,控訴人は,A3組合員の脱退によって分会組合員が1人もいなくなることは認識していたとしても,その後,分会事務所の明渡し及び掲示板の撤去が行われたことは容易に認識することができたとは到底いえず,むしろ,権利義務の主体でない分会組合員が,独断で分会事務所の明渡しや掲示板の徹去を行うことを,全く想定していなかったと主張する。

しかしながら、引用に係る原判決の認定(第3の7(1))するとおり、A3組合員は、自らX2分会がなくなるとして分会事務所の明渡しや掲示板の撤去を申し入れたことが認められ、同分会は、組合員が一人も存在しなくなり、実質的に消滅したものというべきであるし、そのような事実認識の下で、補助参加人はX2分会事務所の明渡しと掲示板の撤去をしたと認められるのであるから、補助参加人には支配介入の意思があったと認めることはできない。控訴人が、A3組合員が分会事務所の明渡しや掲示板の撤去を行うことを全く想定していなかったとしても、控訴人の内部事情にすきず、上記認定は左右されない。

- (8) 以上から,控訴人の主張はいずれも採用できない。
- 3 そうすると,控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって,本件控訴は 理由がないからこれを棄却することとして,主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

(別紙)

当事者目録

控訴入 X 1 労働組合

関西地区生コン支部

被控訴人 国

処分行政庁 中央労働委員会 被控訴人補助参加人 株式会社 Z